

退職届書記入要領

※ ペンで太線の枠内のみ記入してください。

※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

請求者が自ら署名する場合は押印は不要です。

届出日における氏名を記入してください。

婚姻等により氏名が変わった方は記入してください。

退職日以降の年月日を記入してください。

基礎年金番号を記入してください。

退職後の住所を記入してください。
「大字」・「小字」・「字」のフリガナはつけなくてください。
また、「丁目」・「番地」・「号」・「棟」のフリガナは「一」を記入してください。

公立学校共済組合の年金を受給中であるとき（支給停止中であるものを含む）は、その番号を記入してください。

「退職者の配偶者」欄は、将来の年金額等の推計を行うために必要な情報となりますので、次により漏れなく記入してください。

過去に退職したことがあり、年金待機者番号、退共待機者番号または通年待機者番号をお持ちの方は、その番号を記入してください。

1. 「配偶者の有無」欄に○をしてください。
 2. 1で「有」に○をされた方は、「配偶者の生年月日」欄に記入のうえ、「配偶者を扶養していますか」欄の該当するものに○をしてください。
- ※ 「扶養している」とは、配偶者があなたの退職当時にあなたの被扶養者（扶養手当の受給の対象となっている者等）となっていることをいいます。

所属機関の長の証明は省略可能ですが必要な場合は押印を求められることがあります。

支部	組合員番号																
退職届書 [共済組合提出用]																	
公立学校共済組合理事長 殿										届出日 令和 ××年 3月 31日							
フリガナ	コウ リツ ・ タ ロウ																
氏名	公立太郎																
元号	年	月	日	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号				障害状態の有無							
昭平令	××	03	31		昭平令 年 月 日	9	4	5	0	-	1	2	3	4	5	6	有・無
所属機関名	所属機関名		職名		待機者番号(前歴あり)		種別		証書番号								
青空小学校	青空小学校		教諭				2512345678										
郵便番号	住所		フリガナ		フリガナ		フリガナ										
101-0062	東京 千代田		トウキョウト		チヨダク		チヨダク										
上欄住所のつづき	町名番地等		フリガナ		フリガナ		フリガナ										
	お茶の水3丁目18番7号 青空アパートE棟30号		オチャノミズ3-18-7		アオゾラアパートE-30		アオゾラアパートE-30										
電話番号	03 - 9999 - 9999																
退職者の配偶者	配偶者の有無		配偶者の生年月日		配偶者を扶養していますか												
	無・有		昭平令 年 月 日		している・していない												

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 ××年 3月 31日

所属機関名 青空小学校 校長

所属機関の長 氏名 神田年男

支部受付印 本部受付印

共済組合記入欄(任意)												
重複期間	退年・減退の受給権	みなし25年の退共権	退職事由	義務非義務	所属区分	職名	給付制限	一時金支給額				
								種別	一時金額			受給日
有・無	有・無	有・無	普通・定年・勤奨・失職	義・非				元号	年	月	日	
			普通・定年・勤奨・失職	義・非				昭平令				
退職②			普通・定年・勤奨・失職	義・非				昭平令				
退職③			普通・定年・勤奨・失職	義・非				昭平令				
退職④			普通・定年・勤奨・失職	義・非				昭平令				
退職⑤			普通・定年・勤奨・失職	義・非				昭平令				

審査	作成者

当共済組合が保有する年金待機者の皆様の住所、氏名等の個人情報、年金に関する情報提供、請求書の事前送付等のほか次の目的のために使用することがあります。

- ・当共済組合が運営する宿泊施設や病院その他の福利厚生事業のご案内
- ・「公立学校共済組合友の会」からのご案内（60歳以上で退職された方に限ります。）

* 「公立学校共済組合友の会」は、当共済組合の年金受給者の親睦団体です。当共済組合は対象者の方について会報誌「友の会だより」などの送付のための住所・氏名などを「公立学校共済組合友の会」に提供しています。

2 老齢厚生年金

老齢厚生年金は、次表の「支給開始年齢」に達し、「受給資格期間」を満たすときに、支給されます。

□ 支給開始年齢^{※1, 2}

生年月日	支給開始年齢 ^{※1, 2}
昭和29年10月2日から昭和30年4月1日まで	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳
昭和36年4月2日から	65歳

- ※1 昭和41年4月1日以前に生まれた女性の厚生年金被保険者（一般）であった期間（民間会社等で勤務をした期間）に係る老齢厚生年金の支給開始年齢は異なります。
- ※2 厚生年金被保険者であった期間（一般・国共済・地共済・私学共済）が1年未満の場合は、生年月日にかかわらず65歳から支給されます。

□ 受給資格期間

厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料納付済期間・保険料免除期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）を合算した期間をいいます。老齢厚生年金を受給するためには、**受給資格期間が10年以上あることが必要**です。

3 年金払い退職給付

年金払い退職給付は、共済年金に設けられていた職域年金部分の額に代わる新たな年金として、地方公務員の退職給付の一部として設けられたもので、平成27年10月以後の組合員期間を有し、かつ1年以上の引き続き組合員期間を有した方が退職したときに、原則として65歳から支給されます。

平成27年9月以前の組合員期間を有する方には、経過措置として、共済年金の職域年金部分の額に相当する額（経過的職域加算額）が支給されます。

これらの給付についても、公立学校共済組合から支給されます。

4 登録後の手続き等

- **登録が完了した後に、「年金待機者登録通知書」をお送りします。**
「年金待機者登録通知書」は、将来年金を請求するときまで、大切に保管してください。
 なお、審査等のため、「年金待機者登録通知書」がお手元に届くまでには所要の時間を要します。ご理解くださいますようお願いいたします。
- **住所や氏名の変更があった場合**
 退職届書を提出された後に住所や氏名の変更があった場合は、同封の**「年金待機者異動報告書」**を当共済組合本部に提出してください。
- **年金の請求について**
 支給開始年齢になられる直前に、請求に必要な書類をお送りします。老齢厚生年金の請求書については、退職後に再就職されて厚生年金被保険者となった場合には、最後に加入した実施機関（日本年金機構等）から送付されます。

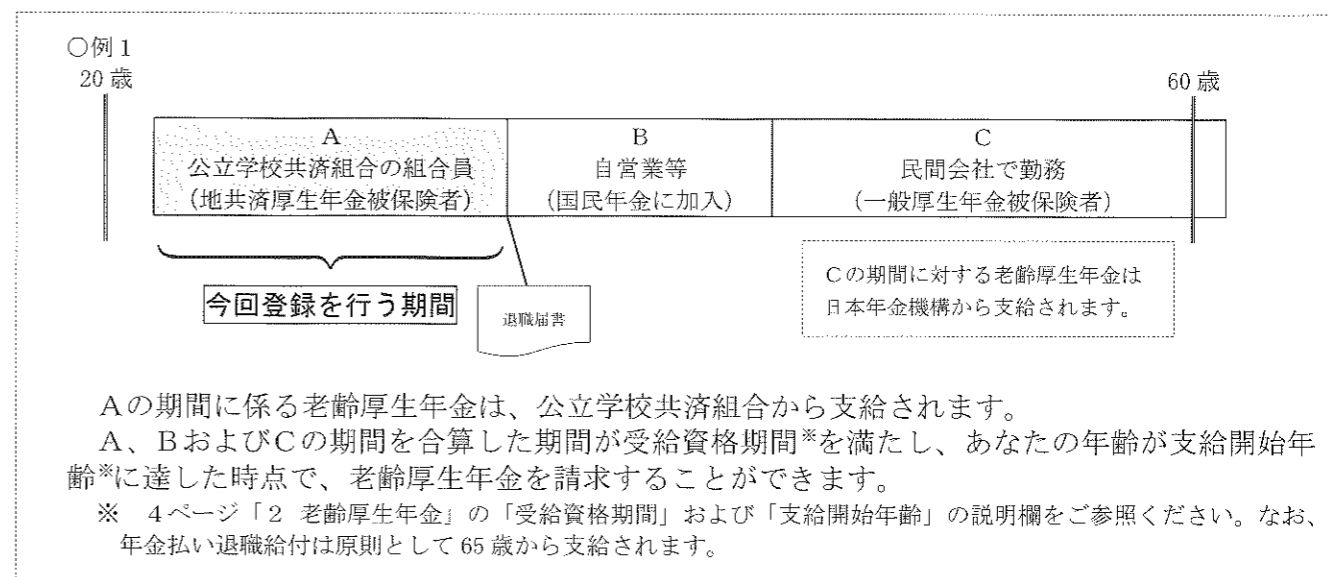
1 退職届書の提出にあたって

退職届書は、将来の年金の支給に関し必要なものとして、組合員期間等を登録するために、退職された時に提出していただくものです。

◎ 平成27年9月以前の被用者年金制度は、会社員が加入する「厚生年金保険制度」と公務員等が加入する「共済年金制度」に大別されていましたが、法改正により、平成27年10月に、共済年金制度は厚生年金保険制度に統合されました。

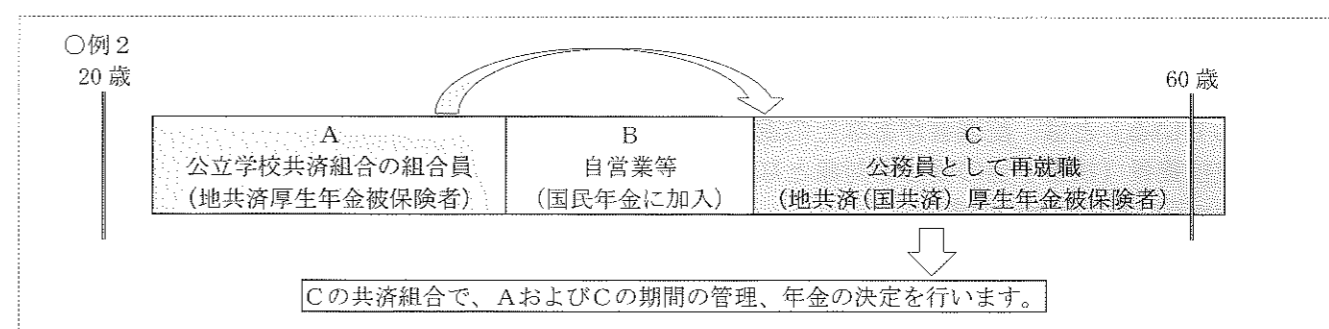
□ 組合員期間について

将来の老齢厚生年金、年金払い退職給付の算定の基礎となる期間となります。



□ 公務員として再就職した場合

退職後、公務員として再就職し、共済組合の組合員となった場合には、最後に加入していた共済組合から、全ての公務員であった期間（例2のAおよびCの期間）に対する年金が支給されます。



□ 退職後の公的年金制度への加入について

20歳から60歳までの間は国民年金に加入することが義務付けられています。保険料（掛金）を滞納した期間については受給資格期間となりませんので、必ず納付してください。

なお、厚生年金保険に加入されている方の被扶養配偶者となった場合も国民年金に加入することになりますが、国民年金保険料の納付は必要なく、国民年金の加入手続きのみを行います（14日以内に「資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」を配偶者の勤めている会社等に提出してください）。

4ページに続きます。